○総務省訓令第 51 号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年８月 28 日

総務大臣　村上　誠一郎

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）の一部を次のように改正する。

（下線及び破線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
目次 ［第１章～第１６章　略］ 第１７章　第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び交付方法の認可（第２６条） 第１８章　第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可（第２７条） 第１９章　第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第２８条） 第２０章　第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種負担金の額及び徴収方法の認可（第２９条）	目次 ［第１章～第１６章　同左］ 第１７章　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び交付方法の認可（第２６条） 第１８章　基礎的電気通信役務の提供に係る負担金の額及び徴収方法の認可（第２７条）
附則	附則
（定義） 第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　［略］ (6)　第一号算定等規則　第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成１４年総務省令第６４号）をいう。 (7)　第二号算定等規則　第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和７年総務省令第１６号）をいう。	（定義） 第２条　［同左］ (1)～(5)　［同左］ (6)　算定規則　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成１４年総務省令第６４号）をいう。 ［新設］

(8)　報告規則　電気通信事業報告規則（昭和６３年郵政省令第４６号）をいう。	(7)　［同左］
第１７章　第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び交付方法の認可	第１７章　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び交付方法の認可
第２６条　法第１０９条第１項の規定による認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。 (1)　第一種交付金の額が第一号算定等規則第５条の規定に照らし、妥当なものであること。 (2)　第一種交付金を第一種適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。 (3)　前二号に掲げるもののほか、第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。	第２６条　［同左］ (1)　交付金の額が算定規則第５条の規定に照らし、妥当なものであること。 (2)　交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。 (3)　前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。
第１８章　第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可	［新設］
第２７条　法第１１０条の４第１項の規定による認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。 (1)　第二種交付金の額が第二号算定等規則第５条の規定に照らし、妥当なものであること。 (2)　第二種交付金を第二種適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。 (3)　前二号に掲げるもののほか、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。	
第１９章　第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種負担金の額及び徴収方法の認可	第１８章　基礎的電気通信役務の提供に係る負担金の額及び徴収方法の認可
第２８条　法第１１０条第２項の規定による認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。 (1)　第一種負担金の額が第一号算定等規則第２７条の規定に照らし、妥当なものであること。	第２７条　［同左］ (1)　負担金の額が算定規則第２７条の規定に照らし、妥当なものであること。

(2)　第一種負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。 (3)　前二号に掲げるもののほか、第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。 第２０章　第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種負担金の額及び徴収方法の認可 第２９条　法第１１０条の５第２項において準用する法第１１０条第２項の規定による認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。 (1)　第二種負担金の額が第二号算定等規則第２４条の規定に照らし、妥当なものであること。 (2)　第二種負担金を高速度データ伝送役務提供事業者が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。 (3)　前二号に掲げるもののほか、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。	(2)　負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。 (3)　前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。 ［新設］

附　則

この訓令は、令和７年８月２８日から施行する。